

5月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成24年5月22日（火）
開催時間	午前10時00分
開催場所	本館8階 第2委員会室
出席委員	百瀬 委員長 安藤 委員長職務代理者 木下 委員 御喜田 委員 浦上 委員（教育長）
出席職員	植田教育次長・伊藤生涯学習部長・中山学校教育部長・小山こども未来部長・田辺教育委員会事務局理事教育政策課長事務取扱・松井生涯学習部次長・竹内生涯学習部次長兼八尾図書館長・万代学校教育部次長兼学務給食課長・轟原学校教育部次長兼指導課長・西崎教育人事課長・杉島生涯学習スポーツ課長・湊文化財課長・山下教育サポートセンター所長・福嶋人権教育課長・上野山青少年課長・富田こども未来部参事兼放課後児童育成室長

【百瀬委員長】 それでは、ただいまより5月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録の署名委員に御喜田委員を指名したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【百瀬委員長】 まず、4月臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。
委員の皆様方、この件についてご質疑ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、4月臨時会会議録について、承認と決しました。

【百瀬委員長】 次に、4月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。
委員の皆様方、この件についてご質疑ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、4月定例会会議録について、承認と決しました。

【百瀬委員長】 それでは、次に委員長報告をいたします。

(委員長報告)

5月15日(火)	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。 午後2時から、府都市教育委員会連絡協議会役員会に出席。
----------	--

【百瀬委員長】 次に、教育長報告を浦上教育長よりお願いいたします。

(教育長報告)

4月23日(月)	午後7時から、スポーツ推進委員委嘱式に出席。
4月25日(水)	午前10時から、市史編纂委員会議に出席。
4月26日(木)	午後1時30分から、近畿都市教育長協議会定期総会第1日目に出席。
4月27日(金)	午前9時から、近畿都市教育長協議会定期総会第2日目に出席。
5月2日(水)	午前9時30分から、部長会に出席。
5月11日(金)	午後3時から、「社会を明るくする運動」推進委員会に出席。
5月14日(月)	午前10時から、市史編集委員会議に出席。
5月15日(火)	午前10時から、定例教育委員協議会に出席。
5月17日(木)	午前9時から、全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会出雲大会第1日目に出席。
5月18日(金)	午後1時から、市議会5月臨時会本会議に出席。 午後7時から、PTA協議会会長会議に出席。

【百瀬委員長】 次に、3人の委員の皆様から、この間の活動状況について何かありましたら、ご報告をお願いいたします。

【安藤委員長職務代理者】 5月7日(月)に、教育サポートセンターでCAP子どもワークショップ事業教員研修を視察しました。初任者が新鮮な気持ちで話を聞いている姿が印象的でした。

【木下委員】 まず、5月7日(月)に、教育サポートセンターでCAP子どもワークショップ事業教員研修を視察しました。

次に、5月15日(火)に、同じく教育サポートセンターでスーパーチャレンジ研修を視察しました。大阪府教育センターから講師が来られて、5年目を迎えた教員を対象に授業づくりを中心とした研修となっており、効果があるだろうと思いました。

【百瀬委員長】 5月8日(火)に、平成24年度憲法記念日知事表彰公共関係功労者(文化芸術関係)表彰において、安藤委員長職務代理者が表彰されております。

おめでとうございます。

【百瀬委員長】 それでは、委員長、教育長報告を含め、ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

{ 議 案 審 議 }

【百瀬委員長】 それでは、議案審議に入ります。

5月の議案	
議案第23号	各種審議会等委員の委嘱又は任命の件
議案第24号	八尾市放課後児童室条例の一部を改正する条例の市議会議案提出の件
議案第25号	八尾市図書館条例施行規則の一部改正の件
議案第26号	八尾市奨学条例施行規則の一部改正の件
議案第27号	八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件

【百瀬委員長】 議案第23号「各種審議会等委員の委嘱又は任命の件」について、審議いたします。提案理由を田辺理事より説明願います。

【田辺理事】 それでは、ただいま議題となりました議案第23号「各種審議会等委員の委嘱又は任命の件」についてご説明いたします。

本件は教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、各種審議会等委員につきましては、それぞれの設置目的に沿って条例、規則、あるいは要綱等の規定を定めて委嘱等を行っているところでございます。

このたび、委員の任期満了あるいは各種団体や市議会の役員改選等により委員の変更があり、それに伴って新たに委員の委嘱又は任命を行う必要があるため、ご提案いたすものでございます。

はじめに、任期満了に伴い、委嘱又は任命する必要があるものとして、八尾市社会教育委員、八尾市図書館協議会委員、八尾市立歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱又は任命でございます。

次に、各種団体と市議会から選出の委員の変更により委嘱の必要があるものとしましては、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員、八尾市立スポーツ施設運営審議会委員の委嘱でございます。

それでは、各委員の委嘱等の内容につきまして、次ページからの委員候補者名簿に基づき、順次ご説明いたします。

まず、任期満了に伴う委員の委嘱等の内容についてご説明いたします。

八尾市社会教育委員につきましては、10名の委員を委嘱するものであり、そのうち8名の委員を再任委嘱し、新たに2名の委員を委嘱するものでございます。

新たに委嘱をお願いする委員といたしまして、学校教育関係者として八尾市校長会の岩下順一氏、市議会より選出される委員としまして谷沢千賀子氏でございます。

任期につきましては、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの期間でございます。

次に、八尾市図書館協議会委員につきましては、10名の委員を委嘱するものであり、そのうち5名の委員を再任委嘱し、5名の委員を新たに委嘱するものでございます。

新たに委嘱をお願いする委員といたしまして、家庭教育の向上に資する活動を行う者として元八尾市PTA協議会の小垣内潤子氏、学識経験者として大阪芸術大学の松井純子氏、大阪市立中央図書館の小前恭則氏、市議会より選出される委員として西田尚美氏、越智妙子氏でございます。

任期につきましては、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの期間でございます。

次に、八尾市立歴史民俗資料館運営委員会委員につきましては、10名の委員を委嘱するものであり、そのうち6名の委員を再任委嘱し、4名の委員を新たに委嘱するものでございます。

新たに委嘱する委員といたしまして、市議会より選出される委員として田中裕子氏、吉村和三治氏、市民代表として元八尾市PTA協議会の川村美由紀氏、その他教育委員会が適当と認める者として八尾市校長会の平田克己氏でございます。

任期につきましては、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの期間でございます。

次に、一部委員の変更に伴い、委嘱を要する委員について、委員候補者名簿に基づき、順次ご説明いたします。

はじめに、八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会委員でございますが、新たに委嘱をお願いする委員といたしましては、学校教育関係者2名と市議会より選出される委員1名でございます。

新たに委嘱をお願いする委員として、学校教育関係者として、奥田千織氏に代わり植野茂氏、齋藤孝氏に代わり植田隆夫氏、それから市議会より選出される委員として、永田善久氏に代わり花村茂男氏でございます。

任期につきましては、平成24年5月22日から平成24年9月30日までの残任期間でございます。

次に、八尾市立スポーツ施設運営審議会委員でございますが、新たに委嘱をお願いする委員といたしましては、市議会より選出される委員2名でございます。

新たにお願いする委員といたしまして、岡田広一氏に代わり西田尚美氏、大星なるみ氏に代わり吉村晴之氏でございます。

任期につきましては、平成24年5月22日から平成25年5月31日までの残任期間でございます。

以上、誠に簡単でございますが、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんか。

【安藤委員長職務代理者】 学識経験者の区分に市議会議員の方々が含まれていますが、これについては市議会議員の方々などから意見はありましたか。

【田辺理事】 審議会等の委員選出のあり方につきましては市全体で検討しており、教育

委員会だけでなく、市長部局と市議会においても検討されているところでございます。

今年度の選出につきましては従前どおり進めてまいります。教育委員会としても、学識経験者の位置づけなど、整理する部分があると考えております。また、市議会議員の皆様方が審議会等に入ることについては、市議会においても検討されているところでございますので、その状況がわかりましたらご報告させていただきます。

【木下委員】 審議会等の委員に市議会議員の方々が入っておられることについては、市議会でも検討をされているということですので、その検討結果を待ちたいと思います。

市議会議員の方々が入られていることについては、これまでの経緯があると考えていますが、ぜひその点をご検討をお願いします。

【百瀬委員長】 市議会議員の方々が入ってまいりますので、活動内容等も含めて、報告していただきたいと思います。

それでは、他にご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第23号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第23号「各種審議会等委員の委嘱又は任命の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第24号「八尾市放課後児童室条例の一部を改正する条例の市議会議案提出の件」について、審議いたします。提案理由を杉島課長より説明願います。

【杉島生涯学習スポーツ課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第24号「八尾市放課後児童室条例の一部を改正する条例の市議会議案提出の件」につきましてご説明させていただきます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第17号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適応対象に加えることとされました。これに伴い、本条例の一部を改正する必要があり、ご提案申し上げます。

お手元の「八尾市放課後児童室条例の一部改正新旧対照表」をご参照いただきたいと思います。

改正点につきましては、第3条第1項第2号中にあります「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録され」の文言を削除するものであります。

なお、施行日につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行される日に併せて施行するため、附則におきまして、平成24年7月9日からの施行といたしております。

ます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんか。

【百瀬委員長】 それでは、ご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第24号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第24号「八尾市放課後児童室条例の一部を改正する条例の市議会議案提出の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第25号「八尾市図書館条例施行規則の一部改正の件」について、審議いたします。提案理由を竹内次長より説明願います。

【竹内生涯学習部次長】 それでは、「八尾市図書館条例施行規則の一部改正の件」につきまして、ご説明させていただきます。

昨年度、東大阪市から河内長野市までの中部9市及び大阪市の図書館によって、図書館の広域相互利用に向けた検討を行ってまいりましたが、その結果、本年7月より東大阪市から河内長野市までの中部9市及び大阪市により、中部9市及び大阪市内に在住する市民が、これらのいずれの市の図書館でも利用できるとする協定が締結されたところです。

これによりまして、各市での図書館利用を促進し、住民の生涯学習の場を拡大し、教育の向上や文化の発展に寄与するものと考えられます。

本市における市立図書館の利用資格につきましては、八尾市図書館条例施行規則第5条第3号において規定しており、大阪市、東大阪市、柏原市の3市の市民については、以前から利用資格を認めているところです。このため、今回新たに協定を締結した富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市及び大阪狭山市の6市の市民にも利用資格を認めるため、八尾市図書館条例施行規則第5条第3号に6市の市民を追加するものです。

なお、中部9市及び大阪市の図書館による広域相互利用の開始日は本年7月1日を予定しておりますので、施行日につきましては平成24年7月1日からといたしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、「八尾市図書館条例施行規則の一部改正の件」のご説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんか。

【安藤委員長職務代理者】 9市が連携したとき、八尾市ではどのように利用できるのでしょうか。

【竹内生涯学習部次長】 相互利用に関する協定書では、図書館が持っている本をお貸しすることを前提としております。それ以外に予約やリクエストの受付、子ども用の大型本等特殊な本の貸出しなどについては、それぞれの図書館の事情があり、場合によっては予算がさらに必要になりますので、各市の図書館が判断することになります。

【木下委員】 例えば、八尾市の図書館ではネット予約が可能です。他市の方でもネット予約が可能になるのでしょうか。

【竹内生涯学習部次長】 その件につきましては、館内でもさまざまな意見がありますので、他市の状況を参考にしながら7月1日までに詳細を決めていきたいと考えております。ただ、例えば、他市の方に対してもインターネット予約を可能にすると、すべての図書館にインターネットで本を予約されて、一番近い図書館で借りられてしまい、その他の予約が不要になってしまう可能性があります。

【木下委員】 利用範囲については今後協議し、現時点では図書館に来館された方のみ本を貸し出すと理解してよろしいでしょうか。

【竹内生涯学習部次長】 各図書館の利用範囲については、協議していくということではなく、各図書館の予算の状況や考え方などで決めていくことになりますので、他の図書館と足並みを揃えるということではございません。

他の図書館の利用内容については参考にさせていただきますが、他の市民でも配架している本以外の予約やリクエストを受けるかどうかについては、それぞれの図書館の事情に応じて判断することになっています。

【木下委員】 八尾市の図書館の利用範囲については、今後協議されるのでしょうか。また、現時点ではどこまで利用が可能になるのでしょうか。

【竹内生涯学習部次長】 これまでに柏原市や東大阪市と相互利用を行っておりますので、その利用範囲を踏まえて検討しているところでございます。

【百瀬委員長】 利用範囲について、もう少し具体的に示していただけませんか。

【竹内生涯学習部次長】 八尾市の利用範囲については、各市の状況を見ながら、市内3図書館と調整しておりますが、細かいところまで詰められておりません。例えば、志紀図書館では、これまでに柏原市など市外の方がたくさん来られておりますが、それに対して八尾図書館と山本図書館は市外の方の利用が少ないこともありますので、この件も含めまして現在調整している状況でございます。

【植田教育次長】 木下委員のご質問につきましては、これから各市と相互利用による連携を進めていく中で、利便性をより一層向上させるような方策を考えているのかというご指摘と認識しております。

端的に申し上げますと、これまでの八尾市における図書館サービスについては何ら変更なく、新たに中部9市の図書館で相互利用を行うこととなります。現在、各市と調整しながら検討を重ねておりますが、本市におきましても、今後第4図書館の建設も予定されており、市民からは4館体制の中でWEBの整備についてご要望もいただいております。そのような視点も含めまして、これまで以上に市民サービスの向上に努めてまいります。

【御喜田委員】 八尾市民が他市の図書館に行っても、本を借りることができず、リクエストもできなければ困ると思います。八尾市内の図書館で他市での利用方法について周知されるのでしょうか。

【竹内生涯学習部次長】 現在、各市の図書館と連絡をとり合いながら、利用範囲を確認しておりますので、7月1日までにすべての図書館で他市の図書館の利用方法についてお示しさせていただきたいと考えております。

【浦上教育長】 各市との相互利用が7月から始まりますが、地域住民がどのようなニーズを持っておられるのかという部分と併せて、効果を検証し、最終的に生涯学習の場を市民に提供することにつなげてほしいと思います。また、検証結果については教育委員への報告もお願いしたいと思います。

【百瀬委員長】 他市の情報を収集し、委員の皆様からのご指摘を踏まえて、利用範囲を検討していただきたいと思います。また、7月1日までに他市の利用範囲を市民に周知していただきたいと思います。

それでは、採決に移らせていただきます。議案第25号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第25号「八尾市図書館条例施行規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第26号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正の件」について、審議いたします。提案理由を万代次長より説明願います。

【万代学校教育部次長】 それでは、議案第26号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、教育委員会規則を一部改正するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、次のとおり委員会の議決を求めるものでござ

います。

提案理由でございますが、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により、外国人登録制度が廃止され、これまでの外国人登録が住民票に一本化されることに伴い、本規則の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容でございますが、資料の「新旧対照表」をご参照いただきたいと思います。

まず、第2条第3号の規定を「住民票の写し」に、第10条第3号の規定を「住民票の写し」にそれぞれ改めますとともに、第11条第3項の規定から「又は外国人登録原票」の文言を削除するものでございます。

なお、附則におきまして、規則の施行につきましては、改正されます法律の施行日に併せて平成24年7月9日からといたすものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんか。

【木下委員】 先ほどの議案第24号と同様に、法令改正に伴う処置と理解してよろしいでしょうか。

【万代学校教育部長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【百瀬委員長】 他にご質疑等がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第26号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第26号「八尾市奨学条例施行規則の一部改正の件」について、原案を適当と認めることに決しました。

【百瀬委員長】 次に、議案第27号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」について、審議いたします。提案理由を山下所長より説明願います。

【山下教育サポートセンター所長】 それでは、ただいま議案となりました議案第27号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、八尾市就学支援委員会委員は、八尾市就学支援委員会規則第5条による委員の任期満了に伴いまして、平成24年度、25年度の新たな委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。

新たな委員候補者について、ご説明いたします。恐れ入りますが、「八尾市就学支援委

員会委員候補者名簿（案）」をご覧ください。

第1号委員、医師4名につきましては、昨年度から引き続き、委員を委嘱するものでございます。

第2号委員、本市教育職員につきましては、尾上委員は昨年度から引き続き、田中委員、阪田委員は八尾市校長会の分掌の変更に伴い、今年度より新たに委嘱するものでございます。また、吉田委員は八尾市立特別支援学校の分掌の変更に伴い、今年度より新たに委嘱するものでございます。

第3号委員の児童福祉施設に勤務する職員2名、また第4号委員の大阪府立特別支援学校に勤務する職員3名につきましては、昨年度から引き続き、委員を委嘱するものでございます。

第5号委員の関係行政機関の職員の浅野委員につきましては、指導課指導主事であり、今年度より新たに任命するものでございます。

第6号委員の教育委員会が適当と認める者のうち、林委員は旧委員の自己都合によって、今年度より新たに委嘱するものでございます。他の5名の委員は、昨年度から引き続き委嘱するものでございます。

なお、任期は平成24年6月1日から平成26年5月31日まででございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

【百瀬委員長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、何かご質疑等ございませんか。

【御喜田委員】 委員の方々は具体的にどのような活動をされているのでしょうか。

【山下教育サポートセンター所長】 就学支援委員会におきましては、本会議が年4回あり、個々の子どもの障がいの状況、それに伴う支援の方策等を踏まえてご助言いただいております。とりわけ、入園、入学後に支援の必要な子どもにつきましては、医師、支援学校に勤務する職員あるいは児童福祉施設の方から適切な情報を提供いただいております。

また、相談部会委員につきましては、会議を月に1回程度開催しており、保護者面談を通して、教育的ニーズをしっかりと聞き取りながら、進路決定を支援しております。

【百瀬委員長】 昨年度は保護者からどのような相談がありましたか。また、本会議ではどのようなことが話し合われましたか。

【山下教育サポートセンター所長】 昨年度の就園就学相談件数につきましては、就園相談については23件、小中学校、特別支援学校の就学相談については146件ありました。このうち、幼稚園に入られるお子さんの中に、多動、衝動性の高いお子さんの支援のあり方についてご意見をいただくケースもありました。

また、小学校に進学するお子さんの中で、障がい状況に応じた個別の支援が必要と考えられるお子さんに対しては、学校、教育サポートセンター、そして地域の医療関係者とネ

ットワークをしっかりと築き、入学後に必要な支援ができるようにと委員からご指摘をいただいております。

【木下委員】 本会議では、他にどのようなことが話し合われますか。

【山下教育サポートセンター所長】 学級認定、入学通知等に関わりまして、通常の学級、支援学級、または特別支援学校の進学に関する報告がございます。

【中山学校教育部長】 通常の学級、支援学級、市立または府立特別支援学校の進学については、本会議でのさまざまなご意見を踏まえて、保護者・本人の意見を尊重しながら支援しております。

【安藤委員長職務代理者】 第1号委員の医師の方々の担当はどのようになっていますか。

【山下教育サポートセンター所長】 稲垣委員は耳鼻科、仲野委員は小児科と子どもの発達についての専門家でございます。石橋委員は整形外科を担当されており、宮澤委員は眼科でございます。

【安藤委員長職務代理者】 保護者の方は相談部会委員に相談されるということですが、相談部会の方と一緒に医者に面談することはありますか。

【山下教育サポートセンター所長】 基本的に相談部会委員とサポートセンターの臨床心理士、心理職と一緒に相談を担当いたしますが、状況によっては医師のお話を聞きに行くこともあります。また、紹介状を書いていただく場合もあります。

【木下委員】 八尾市では、保護者の意見を尊重して就学先を決定しておられるようですが、八尾市の就学支援委員会の機能や役割はどのようになっていますか。

【中山教育部長】 八尾市では、就学支援委員会相談部会委員が就学先についての情報提供等を行い、教育相談を重ねております。最終的には、本人や保護者の意見を尊重しながら、子どもの将来を見据えた最もよい就学先を選択していただくことができるように努めております。

【御喜田委員】 親御さんの気持ちが揺れることはわかります。また、そこが一番難しいところだと思います。親御さんが通常の学校に決められた場合、その後、学校生活を引き続き見に行かれたりされているのでしょうか。

【山下教育サポートセンター所長】 本会議では保護者の意向を報告させていただいております。そして、各委員から支援の方策等について助言、情報提供させていただいております。

我々はそれを入園入学する学校園に報告するとともに、保護者、子どもたちに対しては、その後のフォローとして家庭とのやりとり、入学後の教育相談を継続して行っております。また、巡回相談という形で、理学療法士等も実際に子どもたちの様子を見に行っております。

【轟原学校教育部次長】 山下所長から就学支援委員会に関する説明をいたしましたが、指導課としても支援学級設置担当者が学校巡回や校長等のヒアリングなどで連携を図っており、子どもたちが成長できるように、それぞれの立場からサポートしているところでございます。

【木下委員】 障がいのある子どもの場合、通常の学級では難しいけれども、ある一定の条件を整えれば可能ということはあると思います。条件については財政措置を伴うものが多いかと思いますが、そのような話し合いもこの委員会でされているのでしょうか。

【轟原学校教育部次長】 環境面または人的配置に結びつくことであろうと思います。就学支援委員会には、第5号委員の関係行政機関の職員として指導課指導主事が加わっております。新年度より、幼稚園や学校での生活が始まることになりましたら、指導課では介助員の配置、あるいは学級設置の状況を大阪府に報告し、より望ましい形で設置されるようにヒアリングに臨んで予算措置をしております。

それから、肢体不自由の子どもたちに応じた施設改善につきましては、年度末までに調整させていただいて、可能な限り反映しているところでございます。

【御喜田委員】 保護者が相談に行った場合は幼稚園や学校に見に来てもらえるということですが、1歳半、3歳半健診との関連はいかがですか。

【山下教育サポートセンター所長】 就園就学相談の申込みにつきましては、この委員会の開催時期と併せて6月から行っており、私立保育所（園）長の集まりの場や私立幼稚園長会においても周知しております。その際、さらに小さなお子さんの相談についても子育て総合支援ネットワークセンター等と連携して声をかけております。

【百瀬委員長】 先ほど、就園時の相談で多動性が見られる子の支援相談にも対応していると報告を受けましたが、さまざまな障がいのある子どもたちにどのように対応されていますか。御喜田委員は幼稚園のことをよくわかっておられるので、お聞きしたいと思いません。

【御喜田委員】 幼稚園でも多動だったり、集団になじみにくかったりする子どもが入園してきています。また、そうした園での様子をお母さんに言う時が一番難しいところになります。お母さんと一緒に子どもの発達の様子に気づくという姿勢が大切になると思います。

今年の4月からも気になる子どもが増えており、3歳児で「おはよう」「食べた」ぐら

いの発語や、視点が合わない子がいます。子どものためにいろんな情報を知りたいので、私立幼稚園の場合はお母さんを通じて、こども未来部に頼んでいます。一方で、園生活での1学級25人、35人の中で担任が1人、補助が2、3人いたとしても指示を出すと漏れてしまうことがあります。

発達面に課題が見られる子どもたちのフォローや、園での様子をどのようなところが見に来てもらえるのかということについて教えていただきたいと思います。

【百瀬委員長】 療育施設についてはどのように考えていますか。

【鶴原学校教育部次長】 我々としては子どもたちをいかに支援していくかということに尽きると思います。つまり、障がいがある子どもだけではなく、子どもの特性を最大限伸ばせるようにすべきであろうと考えております。

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちにとって、学校園は集団で生活して、それぞれが共に育っていく場であるということから、現在、環境整備あるいは友達との関係づくりに努めているところでございます。また、教職員の入れかわりが非常に激しい状況の中、各々の先生がより力をつけて、子どもに適切に指導していくことが重要になりますので、委員会としてはそれをサポートできるように施設面、あるいは人的な面で精一杯努力してまいりたいと考えております。

【中山学校教育部長】 就学支援委員会第3号委員の八尾市立医療型児童発達支援センターと八尾しょうとく園の職員、市長部局の障がい福祉に関わる部局とは今後も密に連携していかなければならないと感じております。

【百瀬委員長】 他にご質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第27号につき、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【百瀬委員長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第27号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」につきまして、原案を適当と認めることに決しました。

{ 報 告 事 項 }

【百瀬委員長】 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

本日は、報告事項は予定されておきませんが、委員の皆様や事務局から何かご発言等はありませんか。

【安藤委員長職務代理者】 教育振興計画の冊子についてご報告いただきたいと思います。

【田辺理事】 先日、教育振興計画の冊子と概要版ができ上がり、委員の皆様にお配りさ

せていただきました。また、八尾市PTA協議会の会長会議でも概要版を配布し、PTAの皆様にも周知いたしました。今後もいろいろな会合等で概要版を配布して、広く理解していただけるように努めてまいります。

また、計画の進捗状況につきましては、教育委員会評価委員会等で確認し、教育委員会でご報告させていただきたいと考えております。

【百瀬委員長】 八尾市の教育にとって大事な計画になりますので、市民や各種団体に活用していただけるように周知していただきたいと思います。

【木下委員】 市民の方が持っていただけるように、市役所の配架ボックスに置いてありますか。

【田辺理事】 各出張所、コミュニティセンターに配布しており、庁内にも概要版を置いております。また、市ホームページ等でもPRしておりますが、ただ置くだけではなかなか広がりにくいところもございますので、説明できる機会があれば、時間をいただいて周知していきたいと考えております。

【木下委員】 説明等も必要になりますが、まずは目につくところに置いていただきたいと思います。

【百瀬委員長】 それでは、他に報告事項がないようですので、以上をもちまして5月定例教育委員会を終了させていただきます。